

姫路市教育委員会会議録（令和3年11月）

○ 日 時 令和3年11月18日（木）午後2時00分から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時00分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第49号 令和4年度歳入歳出予算要求について

議案第50号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

議案第51号 兵庫県独自措置の時短要請等解除に伴う社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

日程第4 報告

1 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事件について

2 令和2年度姫路市の児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

3 令和4年度以降の夏季休業日の短縮等について

4 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

5 姫路市就学前教育・保育施設再編計画（第1期）の作成について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、不動美術館副館長、干谷城内図書館長、北野文学館副館長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、平山学校指導課長、内海健康教育課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、小林市史編集室長、中川姫路科学館館長、山下美術館総務課長、佐野姫路文学館総務課長、井上書写の里・美術工芸館館長、大谷埋蔵文化財センター館長兼文化財課主幹、赤松幼保連携政策課長

（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により松本委員を指名します。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思っておりますが、報告事項の5 姫路市就学前教育・保育施設再編計画(第1期)の作成について
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、会議の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第49号は、予算要求に関する審議、報告事項の4及び報告事項の5は、議会に報告する事項であり、会議規則第15条第6号に規定する会議の公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
また、報告事項の4及び報告事項の5の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、非公開事由の消滅後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第49号、報告事項4及び報告事項5は、非公開と決定します。
また、報告事項4及び報告事項5の会議録については、非公開事由の消滅後に公表することと決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、

議案第 50 号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 50 号について説明)
この議案につきましては、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、報告し、承認を求めらるるものでございます。
この規則は、地方公務員法の規定に基づき平成 28 年 4 月から本市において導入しております人事評価において、評価を行う際の基準として用いる局長、部長、課長などの標準的な職とその職にある者が発揮することを期待される標準的な能力である標準職務遂行能力等について定めているものでございます。
「1 改正の理由」につきましては、令和 3 年 11 月 1 日付けの組織改正等に伴い、必要な規定整理を行うものでございます。
「2 改正の概要」につきましては、11 月 1 日付けで南部学校給食センターを新たに設置し、所長の職に職員を配置するにあたり、当該職にかかる標準的な職と職制上の段階とを整理するために必要な規定を行うものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和 3 年 11 月 1 日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 50 号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 50 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
議案第 51 号 兵庫県独自措置の時短要請等解除に伴う社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (生涯学習部長 議案第 51 号について説明)
兵庫県独自措置の時短要請等が解除されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、

姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。

令和3年10月21日をもって、兵庫県独自措置の時短要請等が解除されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管するすべての社会教育施設について、イベント開催制限の適用、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理、業種別ガイドライン等に基づく感染対策等を徹底した上で通常どおりの開館時間とすることといたしました。適用期間は、令和3年10月22日からといたしました。

市主催及び共催イベントや行事については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上開催することといたしました。

令和3年10月22日から同年10月30日までは、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の50%以内とし、5,000人または収容定員の50%以内（ただし人数上限10,000人以下）のいずれか大きい方を人数上限としたうえで、収容定員と人数上限のいずれか小さい方を上限といたしました。

令和3年10月31日からは、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の50%以内とし、5,000人または収容定員の50%以内のいずれか大きい方を人数上限としたうえで、収容定員と人数上限のいずれか小さい方を上限といたしました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第51号 兵庫県独自措置の時短要請等解除に伴う社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第51号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の1 姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事件について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 報告事項の1について説明)

今回の体罰・暴言事案についての概要でありますが、特別支援学級担任の30代男性教諭が、平成30年度から令和3年6月9日までの間、特別支援学級に在

籍する6名の児童に対し、人権意識が著しくかけた悪質な体罰や暴言を行いました。体罰や暴言の件数につきましては、平成30年度は16件、令和元年度は1件、令和2年度は8件、令和3年度は8件、発生年度不明1件の計34件を確認しております。

また、体罰や暴言を行ったことを管理職に報告しないよう、同僚職員に口止めをしていたことも確認しております。

兵庫県教育委員会におきましては、当該教諭を懲戒免職とし、校長は、同僚職員から報告を受けたにもかかわらず、当該教諭に対し指導監督が不十分であり、適切な対応や報告を怠ったことから減給10分の1(1か月)の懲戒処分としております。

事案を受けまして、姫路市教育委員会事務局は、臨時の校園長会を開き、教育長の訓示、再発防止に向けた学校園内の体罰・暴言等の非違行為の点検、特別支援学級担任の面談、すべての教職員からの意見聴取を指示するとともに、全教職員を対象に、動画配信による課題研修やグループミーティングによる規範意識の向上を図る取組を進めております。また、外部の相談窓口や公益通報制度の周知を改めて周知いたしました。

また、城陽小学校への支援といたしまして、学校運営全般につきましては、元校長である学校経営アドバイザー、特別支援学級の児童の支援につきましては、同じく元校長である教育相談アドバイザーを10月末までそれぞれ毎日派遣いたしました。姫路市教育委員会指導主事も10月末まで毎日派遣し、苦情等の電話対応等に從事させておりました。さらに、スクールカウンセラーの派遣も増やし、希望する児童・保護者からの相談を受けられる体制をとっております。

そして、この体罰・暴言事案の原因の究明・分析について、専門的な見地から意見を求めることを目的といたしまして、「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会」を立ち上げ、検証を進めております。

検証委員会の委員につきましては、姫路市学校サポートスクラムチームの専門委員のうち、弁護士の立花隆介氏、臨床心理士の今塩屋登喜子氏、精神保健福祉士の飯塚由美子氏の3名を委員として、それぞれの専門的な見地から検証していくことをお願いしております。

第1回検証委員会につきましては、11月5日に開催いたしました。まず、市教育委員会事務局から今回の体罰・暴言事案の全体の内容について説明をいたしました。また、会の後半には、場所を城陽小学校に移し、現地を確認するとともに、校長からの説明を聞いていただきました。

第2回検証委員会につきましては、一昨日の16日に開催いたしました。第1回検証委員会の会議録の確認後、3名の委員による管理職等からの個別の事情聴取を行いました。12月1日の第3回検証委員会においても引き続き事情聴取できなかった管理職等からの事情聴取を行う予定にしております。予定では3回程度としておりましたが、第4回目の検証委員会を12月7日に予定し、事情聴取で確認した内容を踏まえて、検証結果が報告できればと考えております。

- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 会議の案件により、公開、非公開の判断が出ていますが、傍聴者の対象条件は設定されていますか。
- (答) 傍聴人規則を定めており、議員や記者以外の一般傍聴者数の上限は8名です。第1回、2回とも、一般の傍聴者はおられませんでした。
- 教育長 ○ 現在の学校の様子を伝えてください。
- (答) 学校は、全体として落ち着いています。再発防止に向けて職員研修等を進めたり、実態調査を行ったりして、再発防止に努めています。
- 教育長 ○ 体罰等の対象となった6名の児童の様子を伝えてください。
- (答) 6名とも健康状態が悪い時以外は、元気に登校しており、新担任との関係も良好と聞いております。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の2 令和2年度姫路市の児童生徒の問題行動・不登校等の状況について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (学校指導課長 報告事項の2について説明)
本資料は、10月13日に公表された、文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果をもとに、小、中、高等学校の暴力行為件数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数、いじめ解消状況、及び公立高等学校中途退学者数の市・県・国の集計をまとめたものでございます。
暴力行為の発生件数につきましては、小学校で0件、中学校で12件、高等学校で0件となっております。中学校で12件となっているのは特定の生徒が不安定になり、何度も暴力行為を行ったものです。特に当該中学校においては、問題行動を繰り返す生徒に対して、教職員のみならず、関係機関等とも連携しながら丁寧に対応し、自尊感情を育む取組を進めております。その成果もあり、今年度、当該生徒の暴力行為の報告はありません。
次に、不登校についてでございますが、まず不登校とは「病気」「経済的理由」「感染回避」などを除いて年間30日以上登校していない状況にある者をいいます。不登校児童生徒数は、本市においては、小学校では令和元年度の289人から

令和2年度は333人と44人増、また、中学校では令和元年度の719人から令和2年度は756人と37人増、高等学校では令和元年度の17人から令和2年度は24人と7人増となっており、国、県同様最多となっております。その背景としましては、いわゆる教育機会確保法や文部科学省の通知により、昨今の不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す期間となりうる等の積極的な意味が示されていることが考えられます。なお全欠席は小学校で18人、中学校で54人となっております。

不登校の主たる要因として、小学校は「無気力・不安」が最も多く、次いで「生活リズムの乱れ・あそび・非行」「親子の関わり方」、が多くなっております。中学校においては「無気力・不安」が最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が多くなっております。高等学校では最も多いのは、「無気力・不安」と、「進路に係る不安」が同程度となっております。令和2年度につきましては、コロナ禍による社会不安などが児童生徒の心理に影響したり、昨年4月、5月の臨時休校などで生活のリズムが乱れやすくなったりしたことが原因の一つとされています。本市におきましては、子供たちに寄り添いながら、児童生徒が不登校にならない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、不登校児童生徒への支援をさらに充実させていく必要があると考えております。

次に、いじめ認知件数につきましては、国及び県も同様の減少の傾向を示しております。これは昨年4月、5月の臨時休校や新型コロナウイルス感染症対策の影響で授業や学校行事、部活動が制限されるなど、生活スタイルが大きく変化することにより、児童生徒間の物理的な距離が広がり、いじめにつながる直接的なやりとりが減少したことが影響していると思われます。また、中学校の1,000人あたりのいじめ認知件数が国や県より多いのは、些細ないじめも見逃さないよう教員が生徒をきめ細かく見守り、いじめの積極的認知に努めたことによるものと思われます。

いじめの態様は、小・中ともに、国及び県と同様の傾向を示しており、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、の順となっております。パソコンやスマートフォンなどを通じた誹謗中傷といった「ネットいじめ」の認知件数も最多を更新しております。

いじめなどの兆候を把握するため、組織的対応を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した相談体制の充実を目指していきます。

なお、いじめの解消につきましては、単に謝罪をもって解消とせず、いじめの加害行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続しており、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等により確認されている等の要件を満たしていることが必要とされております。また、いじめ

の解消率が低いのは、本市としましては、丁寧な見守りを重視して安易に解消としない傾向が反映しているものと思われます。

最後に、市立高校の中退者は7人と前年度比5人減となっております。中途退学の理由は「進路変更」、「学校生活・学業不適應」となっております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

暴力行為の発生件数が全国や県に比べて少ないのは、積極的に対策をとっているからなのか、それとも統計の取り方が違うのでしょうか。

(答)

統計の取り方は同じです。どのようなものが暴力行為件数となるかという、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損です。本市は暴力行為の発生件数が少ないという結果となりました。

(問)

県内他都市の状況はどうか。

(答)

神戸市での1,000人あたりの暴力行為件数は、小学校6.0人、中学校13.8人、高校2.0人で、県平均より上回っています。

(問)

不登校の主たる要因が、小学校、中学校、高校とも「無気力・不安」ということですが、小学生で「無気力・不安」の具体的な原因は何ですか。

(答)

「無気力・不安」は統計上の区分けで、いろいろな環境の児童がいるので、学校に行かなくても家にいたらいいというような学校に対する意欲的な態度を示さないというところ等を、教師が「無気力・不安」と捉えています。

(問)

区分けが4つや5つであれば、限定されてしまうので、区割りを見直したほうが良いと思いますが、区分けは何区分あるのでしょうか。

(答)

区分については13区分あります。具体的には、本人に係る状況として2区分あり、「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ」、次に、家庭に係る状況として3区分あり、「家庭内の不和」、「親子の関わり方」、「家庭の生活環境の急激な変化」、次に、学校に係る状況として8区分あり、「いじめ」、「いじめを除く友人関係」、「教職員との関係」、「学業不振」、「進路不安」、「クラブ活動問題」、「学校の決まり事」、「入学、進級等の不適應」であり、その中で、「無気力・不安」が一番多くなっています。

(問)

本人の問題と区分されていますが、学校で何かフォローされているのでしょうか。

(答)

学校は区分に関わらず、一人一人に応じて、きめ細やかに家庭訪問を繰り返した

り、保護者と連携をとったり、関係機関につないだりと、いろいろな対応をしています。

(問) 無気力や不安で児童が休んでしまう前に、何か手当はされているのですか。

(答) 小学校の不登校児童数は 333 人となっていますが、令和 2 年度間に 30 日以上登校しなかった児童数で、そのうち、全く学校に登校しなかったのは 18 人です。不登校児童が学校に来た時に、学校は楽しいと受けとめることができるように、児童会、学級会活動で「きずなづくり」に取り組んでいます。また、「居場所づくり」としてメンタルルームを設置し、学校に来たときに教室に入れないう児童については、スクールカウンセラーや職員全員で関わりながら、児童の思いを受け止めています。

(問) 先生一人だけの思いで捉えているだけでなく、第三者も含めた関わりもあるのですか。

(答) 担任一人で抱え込むのではなく、学校全体で、組織として、教職員だけでなく、スクールカウンセラー等いろいろな方の協力の中、児童の支援にあたっています。

(問) メンタルルームには、誰か常駐されているのですか。

(答) 常駐ではなく、必要な時に、職員室で待機している職員であったり、養護教諭であったり、場合によっては保護者に協力いただいたり、不安に思っている児童を独りぼっちにさせないということで取り組んでいます。

教育長 ○ ネットいじめの状況を伝えてください。

(答) 令和 2 年度で小学校 19 件、中学校 39 件、高等学校 3 件です。令和元年度に比べて、増加傾向です。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の 2 についてはこれです承したいと思います。

教育長 ○ 次に、
報告事項の 3 令和 4 年度以降の夏季休業日の短縮等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (学校指導課長 報告事項の 3 について説明)
はじめに、現状及び課題についてでございますが、令和 2 年度より、小学校において、新学習指導要領が本格実施となり、3・4 年生で外国語活動、5・6 年

生で外国語の授業が新たに導入されました。これにより、3年生から6年生では年間の授業時数がそれぞれ35時間、週あたりでは1時間の増加となりました。現在、4年生以上は週あたりの授業時数が29時間となっています。これに加えて、教育課程外としてクラブ活動や委員会活動を週1時間程度実施しています。

また、教育委員会では、これまでも、校務支援システムの導入、ノー部活デーや定時退勤日の実施など教職員の勤務時間適正化に取り組んでまいりました。しかしながら、学校現場におきましては、各種行事の運営、学習指導及び様々な事務的業務などの絶対量が多く、児童生徒と向き合う時間の確保に課題がある状況です。

そこで、本年度は、これらの課題を解消すべく、8月末の1週間、平日5日間について夏季休業日の短縮を試行し、その結果について庁内検討会を実施いたしました。令和4年度につきましては、その検討結果を受け、暑さ対策や働き方改革の観点から、夏季休業の前半と後半に分けて1週間、平日5日間を短縮し、再度試行することといたしました。

次に、基本方針を御説明いたします。令和4年度の夏季休業日を前半と後半に分けて合わせて1週間、平日5日間短縮し、7月23日から8月26日とします。対象は、小、中、義務教育、特別支援学校です。7月21日と22日及び、8月29日から31日の5日間において午前中授業を実施します。これに加え、7月19日と20日の2日間、給食を実施し、午後も授業を行います。9月1日から給食を実施し、午後も授業を行います。

また、7月22日に兵庫県中学校総合体育大会の抽選会が実施され、役員の校長や教員が終業式に参加できないことが想定されるため、1学期の終業式は、7月21日または22日のいずれかで実施することとし、各学校長の判断といたします。

これらのことにつきましては、令和4年度は試行として実施し、その状況を分析した上で、令和5年度より本格的に実施したいと考えています。

次に、夏季休業日の短縮等により期待できる効果でございますが、夏季休業日の短縮等により新たな授業時間を確保することで、週あたりの授業時数を1時間減じたとしても、標準時数を確保することが可能となります。減じた時間を児童生徒と向き合う時間や職員会議、研修にも充てることで、児童生徒の負担軽減や教職員の働き方改革に寄与できると考えています。

また、授業日が増えることにより、教育計画に余裕を持たせることができるとともに、カリキュラム・マネジメントにおける工夫の余地が広がると考えています。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、
報告事項の1 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)
本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」については議会の議決事項であります。市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、市長がこれを専決処分いたしましたので、報告するものでございます。
本件事故は、令和3年6月1日15時頃、姫路市豊富町御蔭964番地1の駐車場内において、隣接する姫路市立豊富小中学校で除草作業をしていた本市職員の操作する刈払機によって飛散した小石が、相手方所有の軽乗用自動車に当たり、当該車両に損害を与えたものでございます。
本件事故については、相手方に過失はなく、市として通常有すべき安全配慮義務を欠いた状態であった事から、本市が全額の賠償責任を負うこととし、同年8月28日に示談が成立しました。
損害賠償額につきましては、破損した自動車の窓ガラスの交換、ボディのヘコミ修理等で、総額589,550円となっております。
なお、この市長の専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年第4回姫路市議会定例会へ報告する予定でございます。
これまで、刈払機の使用にあたっては、事前に障害物を確認し、作業時には防護壁を設けたり、立入禁止措置を講じたりするなどにより、安全に十分配慮した上で業務を遂行することとしておりましたが、今後さらに、必要な研修、作業手順のルール化を行い、再発防止に向けて徹底してまいりたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

これは保険の適用内ですか。

(答)

賠償責任保険に入っており、保険の適用がでございます。

(意見)

万一、刈払機によって飛散した小石が、児童や人に当たったら大変なことになると思います。「近くに人がいる時は、作業をしない！」等の注意喚起文を、用具入れに貼って、作業前に注意を促せるようにすれば良いと思います。

(答)

今回の事故に関する通知を学校へ送付していますが、委員の意見を参考にさせていただきます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の5 姫路市就学前教育・保育施設再編計画（第1期）の作成について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (幼保連携政策課長 報告事項の5について説明)
本件につきましては、本年7月に策定いたしました「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」に基づき具体的な取組を進めるに当たり、対象施設や実施内容、実施時期を示すことを目的として計画を策定することを御報告させていただくものでございます。

計画の内容について御説明いたします。

まず「市立施設の配置に係る実施方針」といたしまして、方針に基づき取組を進めるに際しましては、現在の子どもを取り巻く喫緊の諸課題に対応するため、優先順位をつけ段階的に進めていく必要がございます。

そのため、概ね3年ごとに計画を策定することとし、対象施設の選定に当たっては以下の視点等により選定を行うことといたします。

- ・同一小学校区に市立幼稚園と市立保育所があるか
- ・市立幼稚園において4歳児の園児数が3年連続20人未満となっているか
- ・市立幼稚園において現在の園児数が極少となっているか
- ・「姫路市公共施設等総合管理計画」における老朽度の指標が低い点数となっているか
- ・敷地の全部または一部が借地となっているか

これらの視点に基づき優先順位をつけることといたします。

次に、第1期計画における実施内容についてでございますが、

まず、豊富幼稚園につきましては、園児数が5歳児3名、4歳児2名と極めて少ない状態が続いており、地域の就学前児童数も大幅に減少傾向にあることから、近隣にある私立認定こども園等により今後も受け皿の確保は可能であると考えられます。来年度の入園予定者も今年度と同様か、それ以下になることが予想されており、園での工夫を行ったとしても、集団での教育を行うだけの規模を確保することが困難となっています。

そのため、計画発表時点の利用者及び申込者に影響のない範囲で最短の時期で閉園とするため、令和5年度については4歳児の園児募集を行わず、令和6年3月末をもって閉園といたします。

次に、城西幼稚園につきましては園児数が5歳児15名、4歳児4名と少なく

なっており、近隣にある市立幼稚園や私立幼稚園等により受け皿は確保可能であると考えられます。ただし、すでに来年度の入園児募集が始まっており、来年度の1号認定3歳児の入園申込に影響を与えてしまうことなどを勘案し、令和5年度までは通常の園児募集を行い、令和6年度で4歳児の園児募集を行わず、令和7年3月末をもって閉園することといたします。

次に、四郷幼稚園につきましては園児数が5歳児4名、4歳児4名と極めて少なくなっておりますが、近隣には1号認定の児童が利用できる施設が他にございません。同一小学校区の市立四郷和光保育所については施設も新しく、定員に若干の余裕がございますことから、同保育所の施設をそのまま活用し、令和5年4月より市立認定こども園といたします。

次に、置塩幼稚園につきましては、令和3年度は利用園児がおらず休園となっております。近隣には地域の子どもの大部分が通う私立認定こども園があり、受け皿は確保されているため、今年度末をもって閉園といたします。

最後に、第1期計画策定に向けた今後のスケジュールでございますが、12月でございます令和3年第4回姫路市議会文教・子育て委員会において計画案を報告いたします。その後、12月の定例教育委員会において計画策定に係る議案を提出し、ご承認いただきましたら12月中に計画の公表をしたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、報告事項の5についてはこれで承したいと思っております。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

教育長

○ 次回の定例教育委員会を、12月16日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思っております。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、12月16日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、12月16日木曜日の午後2時に開催することといたします。

教育長

○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思っております。

○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時48分)